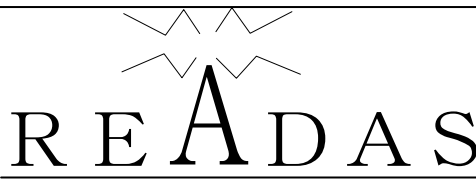


第 5842 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 11月 22日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 中小企業向けの特例の見直し

Q：平成29年度の税制改正では、中小企業向けの特例が見直されたとか。どのような内容になったのですか？

A：次のような内容になりました。

【解説】

平成29年度の税制改正では、中小企業向けの次の特例について、要件が見直されました。

- ① 研究開発税制のうち中小企業技術基盤強化税制
- ② 地方活力向上地域において特定建物等を取
得した場合の特別償却又は法人税額の特別
控除の投資規模要件の中小企業特例
- ③ 公害防止用設備の特別償却
- ④ 自動車教習用貨物自動車の特別償却
- ⑤ 被災代替資産等の特別償却
- ⑥ 中小企業等の貸倒引当金の特例のうち中
小企業等の法定繰入率の特例に関する特例
改正では、上記6つの特例について、中
小企業者のうち事業年度開始の日前3年以内に
終了した各事業年度の所得の金額の年平均額
が15億円を超える法人に該当する事業年度に
ついては、適用することができないとされま
した。

各事業年度の所得の金額は、欠損金の繰越控除適用後の金額となります。

なお、この改正は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度について、適用されます。

